

## 組織規則

令和3年4月6日  
研究会理事会制定

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この組織規則（以下、「規則」という。）は、日本物理療法研究会（以下、「本研究会」という。）の組織の基本を定め、職務の責任と権限、命令系統を明らかにし、業務の確実かつ効率的な執行と運用を図ることを目的とする。

### 第2章 組織

(組織)

第2条 本研究会に、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 委員会

(組織図)

第3条 本研究会の組織は、別表組織図の通りとする。

(決議機関)

第4条 決議機関として、総会と理事会をおき、法令又は定款・諸規程で定められた事項について決議する。運用等は別に定める。

(委員会)

第5条 委員会は、以下の通りとする。

2 本研究会会員により構成される常設委員会を以下に定め、その詳細は別に定める。

- (1) 総務委員会
- (2) 財務委員会
- (3) 機関誌調整委員会
- (4) 広報委員会
- (5) 研究推進委員会
- (6) 國際委員会
- (7) 理学療法標準化検討委員会
- (8) ガイドライン委員会
- (9) その他

3 理事会は、あらかじめ期間を定めた上で、特別委員会を設置することができる。詳細は

別に定める。

- 4 理事長は、あらかじめ期間を定めた上で、必要に応じて諮問委員会を設置することができる。詳細は別に定める。
- 5 総会の下に、次の委員会をおき、その詳細は別に定める。  
(1) 選挙管理委員会

(委任)

第6条 この規則に定めない事項については、理事長の定めるところによる。

#### 附則

- 1 本規則は、この研究会の設立登記日より施行する。

決議権 決裁権 執行権

決議事項と決裁権	社員 総会	理 事 会	理 事 長	副理 事長	理 事	委 員 長	備 考
会員となる資格及び会費の額	○						
会員の除名	○						
理事及び監事の選任又は解任	○						
貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認	○						
財産目録の承認	○						
名誉会員の承認	○						
定款の変更	○						
解散及び残余財産の処分	○						
その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項及び理事会で必要と認めた事項	○						
事業計画・予算・補正予算		○					
細則・規程等の追加・変更（内規やマニュアルを含む）		○					原則、原案は総務委員会作成とし、変更案については関係する役職者が作成
理事長・副理事長の選定		○					副理事長は理事長推薦
会員資格の承認		○					専門会員、一般会員、学生会員
事業計画の承認		○					理事長が作成
収支計算書等		○					理事長が作成

補正予算		○					理事長が作成
事業報告及び決算		○					理事長が作成
委員会委員長・委員の承認		○					
共催・協賛・後援の承認		○					後援についてはメール審議も可能
委員会からの答申		○					委員長が答申案・理事が議案作成
短期借入・重要な契約等		○					500万円以上のリース契約を含む
総会決議を必要としない規程		○					
派遣・推薦		報告	○				理事や委員長が推薦する
常設委員会事業の変更		報告			○		委員長が案を作成
理事会からの付託議案		報告					
委員会内での予算流用		報告			○		
予備費の使用		報告	○				理事や委員長が案の作成
事業計画に沿った事業遂行						○	理事が執行する
各種会議開催命令			○		○	○	
公印作成決裁			○				
重要とはいえない契約			○				500万円未満のリース契約等
代表権			○				
帳簿書類の破棄		○					一人の副理事長に全ての管理責任を一任
会計(財務)管理責任		報告		○			
個人情報の管理責任		報告		○			
文書管理責任		報告		○			
公印管理責任		報告		○			